

# 特定化学物質障害予防規則等の改正

～クロロホルムほか9物質、ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト～

クロロホルムほか9物質、ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト（DDVP）に係る労働者の健康障害防止対策を強化すること等を目的とし、平成26年8月20日に「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」（平成26年政令第288号）、及び平成26年8月25日に「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」（平成26年厚生労働省令第101号）が公布されました。この改正政省令は、平成26年11月1日から、施行、適用となりました（経過措置あり）。

- ・クロロホルムほか9物質について、有機溶剤から特定化学物質へ移行し、発がん性を踏まえた措置が義務づけられます。（含有量が重量の1%を超えるもの）
- ・クロロホルムほか9物質と「エチルベンゼン等」、「1,2-ジクロロプロパン等」を特別有機溶剤とし、作業環境測定では特別有機溶剤を含む混合有機溶剤としての評価が必要な場合があります。

クロロホルム・四塩化炭素・1,4-ジオキサン・1,2-ジクロロエタン・ジクロロメタン・スチレン・1,1,2,2-テトラクロロエタン・テトラクロロエチレン・トリクロロエチレン・メチルイソブチルケトン  
 ※ これらの10物質を「クロロホルムほか9物質」といいます

◆ 作業環境測定の実施（平成26年11月1日から義務化、一部に経過措置あり）

クロロホルム等有機溶剤業務を行う作業場では、作業環境測定とその評価、結果に応じた適切な改善を行うことが必要です。

		特別有機溶剤と有機溶剤の合計含有量	
		5%(w/w)以下	5%(w/w)超
の9ク 含物口 有質口 量のホ 単ル ーム 成ほ 分か	1% (w/w) 超	・クロロホルムほか9物質の測定、評価 （測定、評価結果30年保存）  平成27年11月1日から義務化	・クロロホルムほか9物質の測定、評価 （測定、評価結果30年保存） ・クロロホルムほか9物質を含む混合 有機溶剤としての測定、評価 （測定、評価結果3年保存）
	1% (w/w) 以下	・測定義務なし	・クロロホルムほか9物質を含む混合 有機溶剤としての測定、評価 （測定、評価結果3年保存）

- 6ヶ月以内ごとに1回、定期的に作業環境測定士による作業環境測定を実施
- 結果について評価を行い、評価結果に応じて適切な改善を行う
- 測定の記録及び評価の記録を定められた期間保存する



◆ 管理濃度

クロロホルム	3ppm	スチレン	20ppm
四塩化炭素	5ppm	1,1,2,2-テトラクロロエタン	1ppm
1,4-ジオキサン	10ppm	テトラクロロエチレン	50ppm
1,2-ジクロロエタン	10ppm	トリクロロエチレン	10ppm
ジクロロメタン	50ppm	メチルイソブチルケトン	20ppm



- ◆ 作業主任者の選任（平成26年11月1日から義務化、一部に経過措置あり）
  - ・「有機溶剤作業主任者技能講習」の修了者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任
- ◆ 特別管理物質としての措置（平成26年11月1日から義務化）

#### 掲示について

- ・クロロホルムほか9物質についての掲示（名称、取扱い上の注意事項、人体に及ぼす影響 他）
- ・有機溶剤について（人体に及ぼす影響、取扱い上の注意、中毒が発生したときの注意事項）
- ・有機溶剤等の区分表示（色分け等の方法）

#### 作業の記録の保存について（特化則第38条の4）

常時作業に従事する労働者について、1カ月以内ごとに次の事項を記録、30年間保存

- ・労働者の氏名
- ・従事した作業の概要と従事期間 他

- ◆ その他に必要な対応
  - ・発生抑制装置等と呼吸用保護具の使用（有機溶剤予防中毒規則の準用）
  - ・健康診断 他

ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト（DDVP）が特定化学物質に指定

- ◆ 作業環境測定の実施（経過措置により、平成27年11月1日から義務化）

ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイトを重量の1%を超えて含有する製剤その他の物（以下「DDVP等」という）を製造し、または取り扱う屋内作業場のうち、DDVPを含む製剤の成形加工または包装業務が対象となり、屋内作業場では、作業環境測定とその評価、結果に応じた適切な改善を行うことが必要です。



物質名	管理濃度
ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト（DDVP）	0.1mg/m <sup>3</sup>

- 6ヶ月以内ごとに1回、定期的に作業環境測定士による作業環境測定を実施
- 結果について評価を行い、評価結果に応じて適切な改善を行う
- 測定の記録及び評価の記録を30年間保存する

- ◆ その他に必要な対応
  - ・容器、包装への表示…DDVPを重量の1%以上含有する製剤その他の物を容器、包装に入れて譲渡、提供する場合
  - ・発生抑制装置等の措置\*
  - ・健康診断\*
  - ・作業主任者の選任\*
  - ・作業場への取扱い上の注意事項等の掲示\*
  - ・作業の記録の保存\* 他

※ DDVPの成形加工または包装業務のみに該当します。

当社は、作業環境測定に豊富な実績と経験があります。詳しくは、環境分析部 佐藤（亮）（フリーダイヤル0120-01-2590 内線382）までお気軽にお問い合わせください。

